

茅ヶ崎市医療的ケア児在宅レスパイト事業 のご案内

在宅レスパイト事業とは

在宅の医療的ケア児の家族等の休息時間の確保や介護負担の軽減を図るため、医療的ケア児の自宅で訪問看護サービスを提供するものです。



利用限度

- ◆医療的ケア児1人につき**1年度当たり最大48時間まで**
(1月あたり4時間×利用決定月から年度末までの月数とする。)
Ex) 7月申請の場合の利用可能時間数は7月～3月の9ヶ月×4時間＝36時間
◎利用者1世帯あたりの上限時間管理表を利用者に交付します。



対象者

- ◆次に掲げる要件のすべてに該当する医療的ケア児の家族等

- (1) 茅ヶ崎市内に住所を有する者
- (2) 0歳から18歳未満の者
※高等学校等に在学している者は18歳に到達した日以降最初の3月31日まで
- (3) 在宅で同居の家族等による介護を受けて生活している者
- (4) 医師指示書により医療的ケアを必要としていると判断できる者

負担額

- ◆**原則：自己負担額はありません。**

※本事業にかかった経費は茅ヶ崎市から訪問看護ステーション等に支払います。
(30分毎/4, 500円)

注：但し、本事業対象外の費用については、自己負担が発生する場合があります。

医療的ケア児とは

- ◆日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童（医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律第2条2項）

サービス利用までの流れ

- ①日頃利用している訪問看護ステーションや放課後等デイサービス事業所へ相談。
 - ②訪問看護ステーション等が承諾。
 - ③市に必要書類(申請書、**医師指示書等写し**)を提出。
 - ④市から決定通知書と上限管理時間表が交付される。
 - ⑤保護者等と訪問看護ステーション等が直接、日程調整。
 - ⑥サービスを利用。
- ※注：時間数は上限時間管理表にて各自管理
※上限時間数を超えた場合は全額自費となります。

茅ヶ崎市医療的ケア児在宅レスパイト事業 委託契約ならびに利用について

委託契約の要件



茅ヶ崎市医療的ケア児在宅レスパイト事業実施要綱に基づき、看護職員等（保健師、助産師、看護師及び准看護師並びに社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第2条第2項に規定する介護福祉士並びに同法附則第3条第1項に規定する認定特定行為業務従事者をいう。以下同じ。）が医療的ケア児の自宅で訪問看護サービスを提供することが可能な訪問看護ステーション、放課後等デイサービス事業所

委託契約から請求までの流れ

契約(市)

茅ヶ崎市と委託契約を結ぶ。



対象者の確認

利用希望のある方が対象者に該当するかを確認する。該当した場合には、利用上の注意について相互の認識を合わせる。

申請、決定

対象者が茅ヶ崎市障がい福祉課へ利用申請し、利用決定通知書、利用管理時間表が発行される。

サービス提供

対象者と訪問看護サービス提供日時等を調整の上、訪問看護サービスを提供する。

実績報告
請求

毎月10日までに前月分の事業の実施に係る児童別の実績報告書を添えて当該実績に対する委託料を市長に請求する。
→請求があったときは、委託料を市が支払う。